

東京大学農学生命科学研究科附属水産実験所宿泊施設使用規則

(目的)

第1条 東京大学農学生命科学研究科附属水産実験所（以下「実験所」という。）宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）は、実験所を研究、実験、実習及び演習等のために利用する者の宿泊に供することを目的とする。

2 宿泊施設は、次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 実験所学生宿舍
- (2) 実験所外来研究者宿泊施設

(使用者の資格)

第2条 宿泊施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 実験所を利用して研究、実験、実習及び演習等を行う東京大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生
- (2) 前号のほか、実験所長（以下「所長」という。）が適当と認めた者

(使用の手続)

第3条 宿泊施設を使用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、実験所事務室に提出し、所長の許可を受けなければならない。ただし、東京大学教職員勤務時間、休暇等規則で定められた休日は受付を行わない。

(使用料)

第4条 宿泊施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料等を納入しなければならない。ただし、第2条第1号に掲げる学生及び同条第2号のうち、本学の教員との共同研究に関係して実験所を利用する他大学の学生については、宿舍使用料は徴収しない。

2 その他、所長が別表に定める宿泊等に要する実費負担額を納付しなければならない。

3 既に納入した使用料等は、返還しない。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 火災、盗難その他の事故防止に努めること。
- (2) 建物、設備及び備品を丁寧に扱うこと。
- (3) 他の使用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 前各号のほか、別に定める使用細則及び所長の指示に従うこと。

(現状の回復等)

第6条 使用者は、その責に帰する理由により建物、設備及び備品をき損し、又は滅失したときは、遅滞なくこれを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(転貸等の禁止)

第7条 使用者は、宿泊施設を使用目的以外に使用し、又は他の者に使用させてはならない。

(使用の取消し等)

第8条 所長は、使用者がこの規則に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、宿泊施設の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

(宿舎使用料)

使用料等名称	使用料金 (1名)
実験所学生宿舎使用料	1,000 円 / 1泊
実験所外来研究者宿泊施設使用料	1,500 円 / 1泊

(実費額負担)

実費負担額名称	標準料金 (1名)
クリーニング代 (7日毎)	2,000 円